

# 生活環境部

## 福祉環境委員会 【所管関係資料】

6月12日提出

## 【目次】

### 所管事項関係

|             |                     |         |
|-------------|---------------------|---------|
| 温 暖 化 対 策 課 | 気候変動に伴う熱中症対策の強化について | ・ ・ ・ 3 |
|-------------|---------------------|---------|

# 気候変動に伴う熱中症対策の強化について

温暖化対策課

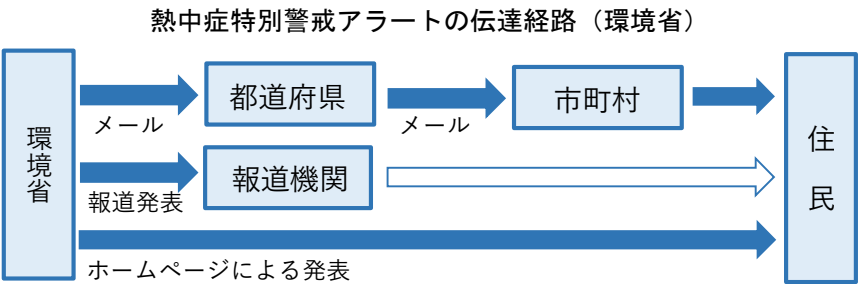
## 1 経緯

近年、気候変動の影響による国内の熱中症死亡者数が増加傾向にあるほか、今後、地球温暖化が進行することにより熱中症の被害が更に拡大するおそれがあることから、令和6年4月に改正気候変動適応法が全面施行され、自治体が行う熱中症対策をより一層強化する仕組みが創設された。

## 2 新たな対応

### (1) 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート（通称））の発表

- 環境省は、これまでの熱中症警戒アラートに加え、「気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合」に、前日に熱中症特別警戒アラートを発表
- 県を経由して各市町村へ伝達され、市町村は住民へ周知の上、熱中症予防を注意喚起



熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートについて（環境省【抜粋】）

|      | 熱中症警戒アラート                                              | 熱中症特別警戒アラート                                            |
|------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 位置づけ | 熱中症の危険性に対する気づきを促す                                      | 自助による個人の予防行動の実践に加え、地域や行政による予防行動の支援                     |
| 発表基準 | いずれかの暑さ指数情報提供地点において、日最高暑さ指数※1が <u>3.3</u> に達すると予測される場合 | 県内全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数が <u>3.5</u> に達すると予測される場合 |
| 発表時間 | 前日 17 時頃及び当日 5 時頃                                      | 前日 14 時頃                                               |

※1 「気温、湿度、日射・輻射、風」の要素をもとに算出する指標

## (2) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター（通称））の指定

- 市町村は、区域内の適当な冷房設備を有する施設※2を管理者の同意を得た上で、クーリングシェルターとして指定

※2 公民館や図書館などの公共施設（県有施設を含む）、ショッピングセンター等を想定（市町村長と施設管理者は協定を締結）

- 市町村は当該施設の開放可能日や受入可能人数等を公表し、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、住民等に開放



クーリングシェルター・マーク（環境省）

## 3 県の取組

- 市町村等への熱中症特別警戒アラートの伝達経路を整備
- 市町村に対するクーリングシェルター指定の働きかけ及び県有施設の対応を検討
- 民間企業や関係部局と連携した効果的な注意喚起等の実施

### （参考）

環境省では、「熱中症予防情報サイト」やメール配信サービス、「環境省」LINE 公式アカウントで暑さ指数及びアラートの発表状況を提供している。

今後、クーリングシェルターの設置状況についても、情報発信する予定。

### 〈熱中症予防情報サイト〉（環境省）

[https://www.wbgt.env.go.jp/alert\\_mail\\_service.php](https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php)

### 熱中症予防情報サイト抜粋（環境省）



「環境省」LINE 公式  
アカウント二次元コード